証券コード　2340
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町二丁目４番地
株式会社　極　楽　湯
代表取締役社長　新　川　隆　丈

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
（受付：午前９時、開場：午前９時30分）

２．場　　所　東京都千代田区隼町１番１号
グランドアーク半蔵門　３階　光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１　第37期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２　第37期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　新設分割計画承認の件

第３号議案　定款一部変更の件

第４号議案　取締役７名選任の件

第５号議案　監査役１名選任の件

第６号議案　社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面が提出された場合において、各議案についての賛否の表示がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.gokurakuyu.ne.jp/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に、全体としては緩やかな回復基調が見られました。一方で、中国の経済成長鈍化等、海外の景気がわが国の景気に影響を与える懸念もあり、株価や為替が不安定な状況で推移しました。

温浴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向が引き続きみられる一方で、「安・近・短」の手軽なレジャーとしてのニーズは底堅いものがあります。しかしながら、原材料をはじめとする諸コストの増大など厳しい経営環境が続いております。更に、東京オリンピック開催を控え建設費は高止まりしており、顧客満足度向上のための改装・改築を含む各種設備投資にかかるコストも増大傾向にあります。お客様の多様なニーズに対応できる企業としての総合力がより一層求められております。

このような状況の中、当社グループは、平成27年２月に海外２号店となる「極楽湯金沙江温泉館」（直営店）を中国上海市にオープンいたしました。また、平成27年11月には、極楽湯(武漢)沐浴有限公司を設立し、海外３店舗目となる直営店の出店に向けて準備を進めております。加えて、国内では経営資源の有効活用や活性化並びに生産性の向上を図るべく、店舗の譲渡や増改築、人事制度改革等を実施いたしました。引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり迅速に対応できる企業として、総合力を強く意識したうえで、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを提供することに取り組んでまいります。

以上の結果、連結売上高は14,129百万円（前期比17.2％増）、営業利益は448百万円（前期比140.1％増）、経常利益は345百万円（前期比69.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（前期比181.4％増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

① 日本

当セグメントにおきましては、売上高10,983百万円（前期比4.0％増）、セグメント利益（営業利益）は462百万円（前期比84.6％増）となりました。

当連結会計年度は、平成26年８月にオープンした「RAKU SPA鶴見」や同年10月に直営化した「浜松佐鳴台店」の売上が当事業年度を通して寄与したことに加え、既存店においてもお客様のニーズを捉えた積極的かつ効果的な施策を実施したことで来店客数増（前期比2.3％増）につながり売上高は増加（前期比4.0％増）しました。また、原油価格の下落によりエネルギーコストが低下したことに加え、コスト意識の徹底による生産性向上に努めた結果、利益は大幅に改善いたしました。その結果、当連結会計年度のセグメント利益（営業利益）は、462百万円と増加しました。

② 中国

当セグメントにおきましては、売上高3,230百万円（前期比107.4％増）、セグメント利益（営業利益）は144百万円（前期比7.1％増）となりました。

当連結会計年度は、平成27年２月に中国上海市にオープンした海外２号店「極楽湯金沙江温泉館」（直営店）が、１号店との相乗効果もありオープン当初の大盛況の勢いを継続できたことから、売上は増加いたしました。一方で、海外１号店は前期と比較して残暑が続いた結果、来店客数の獲得には予想以上に苦戦しました。しかし、後半では気温も低く落ち着き、来店客数が増えた結果、セグメント利益は改善いたしました。その結果、当連結会計年度のセグメント利益（営業利益）は、144百万円となりました。

（次期の見通し）

国内では引き続き景気回復の期待はあるものの、原燃料価格の上昇をはじめとする諸コストの増大や更なる消費税引上げを控えた個人消費の伸び悩みに加え、地政学的リスクに伴う世界経済の下振れなど、予断を許さない状況が続くものと予想されます。当社はその影響を最小限にとどめるべく、“安心・安全の徹底”や“心からのおもてなし”によるサービスの更なる向上に加え、更なるコストの適正化や既存顧客との信頼関係の強化と新規顧客の開拓に真摯に取り組んでまいります。また、国内外における店舗展開につきましても、新たなチャレンジ、新たな価値創造を積極的に推進してまいります。

① 日本

生産性や顧客満足度の更なる向上のため、一部の既存店舗を長期店休し大型改修を行う予定です。さらに、競合店の出店による影響も受けることから減収減益となる見込みです。

② 中国

上海２号店の売上が当事業年度を通して寄与するため現地通貨ベースでは売上増になりますが、為替変動により円ベースでは減収となる見込みです。また、新規出店店舗の出店後の費用を計上する予定となっております。

なお、上海２号店は黒字に転じると見込んでおりますので、利益については増益となる見込みです。

(2) 企業集団の対処すべき課題

① 出店戦略の再構築

国内においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

海外においては、海外３号店（中国武漢市）に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くとともに、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

② 人材の確保・育成

国内においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できうる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、海外においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社の根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

③　衛生管理及び設備の維持管理

当業界におきましては、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。当社では、お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底いたします。また、施設の経年劣化に伴い設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

④　新形態の温浴施設の開発

当社がこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かすことに加え、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

⑤　子会社の経営

中国での事業展開を統括する会社「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司)」を香港に設立し、その過半数を当社が保有しています。今後は、事業パートナーと中国でスピード感をもって新規出店をできるよう努めてまいります。

今後も当社ブランド力の向上及び当社グループ業績への貢献を図るために、中国における事業展開を円滑に推進し、適正かつ安定的な経営を行ってまいります。

(3) 内部管理体制の整備

取締役会において経営基本方針及び業務上の重要事項を協議、決定すると共に、効率的に経営を執行するため、執行役員会や部長会等の重要な会議体における、相互の連携及び牽制により、コンプライアンスをはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンス施策実施の推進並びに意思統一を図っております。また、内部統制機能の整備を含む社内規程の整備につきましては、必要規程を策定しておりますが、関係法令の改正等がある場合は、これに適宜対応してまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は1,876,786千円で、その主なものは次のとおりであります。

区分	内容	金額
建物等	子会社 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司「金沙江温泉館」の建設・設備等	510,913千円
建物等	当社 「彦根店」の建設・設備等	321,548千円

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては主に通常の借入れで、設備投資の資金は自己資金と借入金をもって充当いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第34期 平成25年3月期	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期	第37期 平成28年3月期
売上高	9,923,591	10,051,440	12,051,425	14,129,656
経常利益	378,185	39,134	204,351	345,712
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	114,620	△398,993	111,184	312,859
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	10.90円	△40.13円	9.15円	24.19円
総資産	10,769,443	13,908,808	16,385,627	18,833,540
純資産	4,097,403	4,213,201	6,020,496	6,863,183

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区　　分	第34期 平成25年3月期	第35期 平成26年3月期	第36期 平成27年3月期	第37期 平成28年3月期
売上高	9,916,384	9,207,408	10,558,228	10,983,792
経常利益	454,903	62,270	12,441	206,844
当期純利益又は当期純損失(△)	191,252	△393,863	13,543	226,730
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	18.19円	△39.61円	1.11円	17.53円
総資産	10,772,942	13,383,230	14,353,722	15,884,118
純資産	4,110,533	4,004,567	4,488,856	4,783,812

(11) 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
極楽湯中国控股有限公司	2,031,364千円	51.0%	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴股份有限公司	1,737,003千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司	850,000千円	48.5% (48.5%)	温浴事業
極楽湯（武漢）沐浴有限公司	871,753千円	51.0% (51.0%)	温浴事業

(注) 1 当社の連結対象子会社は上記４社でございます。
2 「議決権比率」欄の（）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
3 当事業年度末において特定完全子会社はございません。

(12) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」を直営店舗及びフランチャイズチェーンにて全国展開しております。フランチャイジー（加盟企業）に対しては、店舗の設計・デザイン指導及び経営ノウハウを提供しております。

また、中国をはじめとする海外への展開にも取り組んでおります。

(13) 企業集団の主要拠点等

当社本社　　東京都千代田区

店舗　　直営店　23店舗（宇都宮、彦根、幸手、柏、茨木、堺泉北、和光、金沢野々市、横浜芹が谷、豊橋、青森、多摩センター、福井、津、宮崎、三島、千葉稲毛、吹田、上尾、奈良、水戸、RAKU SPA鶴見、浜松佐鳴台）

ＦＣ店　17店舗

海外　　２店舗

極楽湯中国控股有限公司　香港

極楽湯（上海）沐浴股份有限公司　中国上海市

極楽湯（上海）沐浴管理有限公司　中国上海市

極楽湯（武漢）沐浴有限公司　中国武漢市

(14) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
540名	＋15名

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136名	＋4名	35.2歳	6.8年

（注）上記使用人数には、パートタイマー752名は含まれておりません。

(15) 主要な借入先

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,704,400
株式会社みずほ銀行	1,546,270
株式会社りそな銀行	606,160
株式会社商工組合中央金庫	577,400
株式会社常陽銀行	471,200
株式会社東日本銀行	402,500
株式会社武蔵野銀行	355,000

（注）上記の額は社債を含んでおります。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　54,600,000株

(2) 発行済株式の総数　14,142,600株

(3) 株主数　27,920名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	2,403,900株	18.17%
新川隆丈	659,800株	4.98%
アサヒビール株式会社	500,000株	3.78%
株式会社恒成商事	250,000株	1.89%
日本生命保険相互会社	230,000株	1.73%
工藤剛	228,200株	1.72%
カブドットコム証券株式会社	220,400株	1.66%
極楽湯役員持株会	218,500株	1.65%
株式会社三井住友銀行	204,000株	1.54%
株式会社ＳＢＩ証券	190,200株	1.43%

（注）持株比率は、自己株式（917,675株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他の役員の保有する新株予約権の状況

・新株予約権の数

9,784個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　978,400株　（新株予約権１個につき100株）

	回次	１株当たりの払込金額	行使期間	個数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	2,976個	普通株式 297,600株	４名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	3,600個	普通株式 360,000株	５名
	2013年度株式報酬型	1円	平成25年７月13日～平成45年７月12日	618個	普通株式 61,800株	５名
	2014年度株式報酬型	1円	平成26年７月12日～平成46年７月11日	451個	普通株式 45,100株	５名
	2015年度株式報酬型	1円	平成27年７月11日～平成47年７月10日	364個	普通株式 36,400株	５名
社外取締役	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第15回	311円	平成27年７月１日～平成31年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第16回	430円	平成28年７月１日～平成32年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
	第17回	551円	平成29年７月１日～平成33年６月30日	75個	普通株式 7,500株	１名
監査役	第12回	260円	平成24年６月30日～平成28年６月29日	150個	普通株式 15,000株	２名
	第13回	205円	平成25年６月30日～平成29年６月29日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第14回	228円	平成26年７月１日～平成30年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第15回	311円	平成27年７月１日～平成31年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第16回	430円	平成28年７月１日～平成32年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名
	第17回	551円	平成29年７月１日～平成33年６月30日	250個	普通株式 25,000株	３名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第17回	2015年度株式報酬型
付与対象者の区分及び数	当社社外取締役、監査役、執行役員、従業員 133名	当社取締役 ５名
発行した新株予約権の数	6,600個	364個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式660,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式36,400株 （新株予約権１個につき100株）
付与日	平成27年６月25日	平成27年７月10日
１株当たりの払込金額	551円	1円
新株予約権の行使期間	平成29年７月１日 ～平成33年６月30日	平成27年７月11日 ～平成47年７月10日

	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員及び従業員 （当社役員を除く）	6,275個	129名

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新川隆丈	極楽湯中国控股有限公司　Chairman 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司　董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司　董事長
取締役	高野透	国内事業部門統括
取締役	松本俊二	管理部門統括
取締役	山口猛	海外事業部門統括　兼　店舗建設部門統括 極楽湯（上海）沐浴管理有限公司　董事長
取締役	羽塚聡	総合企画部門統括
取締役	角替隆志	麹町税理士法人　代表社員
常勤監査役	山田貞一	
監査役	細木正彦	ウィルコンサルティング株式会社　代表取締役
監査役	髙倉隆	監査法人エムエムピージー・エーマック　代表社員

(注) 1　取締役角替隆志氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　監査役細木正彦氏及び髙倉隆氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3　監査役細木正彦氏及び髙倉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4　監査役髙倉隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5　平成28年４月１日付で、次のとおり取締役の担当変更がありました。

地　位	氏　名	変更後の担当
取締役	松本俊二	管理部門統括 兼 海外事業部門（営業）統括
取締役	山口猛	海外事業部門（開発）統括
取締役	羽塚聡	総合企画部門統括 兼 店舗開発部長

なお、山口猛氏は平成28年6月29日の第37期定時株主総会の終結の時をもって退任予定となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第２項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社は、定款第41条第２項に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報　酬　等　の　額
取締役	6名	136,527千円（うち社外　1名　　2,024千円）
監査役	3名	10,849千円（うち社外　2名　　4,049千円）

（注）1　取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2　平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。また、平成25年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万円であります。
3　平成13年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。
4　平成18年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。
5　上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用（ストック・オプション、取締役6名に対し11,213千円、監査役3名に対し749千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項
他の法人等の業務執行等に関する事項

当社での地位	氏　名	他の法人等の業務執行、社外役員等の兼職状況	当社での主な活動状況
取締役	角替隆志	麹町税理士法人 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全15回中14回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	細木正彦	ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役	当事業年度開催の取締役会に全15回中14回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	髙倉　隆	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員	当事業年度開催の取締役会に全15回中15回、監査役会に全13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。

（注）1　取締役角替隆志氏は麹町税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
2　監査役細木正彦氏はウィルコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
3　監査役髙倉隆氏は監査法人エムエムピージー・エーマックの代表社員を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＵＨＹ東京監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

19,500千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,500千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人から当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員の配置などの内容及び報酬の見積りの算出根拠について説明を受け、前事業年度の監査実績等の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性を精査の上、当事業年度の会計監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等の合計額であります。

3 当社の海外子会社につきましては、NAC Global Co., Ltd.、德勤华永会计师事务所、武汉济信源会计师事务有限公司の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任するものとします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く

社会から信頼される経営体制の確立に努めてきたが、今後、更に徹底する。
取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止する。
また、社長直轄のコンプライアンス室を設置しており、全社的な法令遵守の推進にあたる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理する。
また、社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、定期的に開催する各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、各部門及び各店舗においては現在制定している規程・マニュアル等に基づき、企業危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んできたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行う。
また、当社事業の特性上、重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
また、取締役会の下に、社長が議長を務める執行役員会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行う。
決定された業務の執行状況は、取締役又は執行役員が取締役会・執行役員会等において適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
定期的に開催される取締役会・執行役員会及び部長会等各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認する。
また、社長直轄のコンプライアンス室を設置しており、全社的な法令遵守の推進にあたる。

⑥　当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行う。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築する。

⑦　監査役の職務を補助する使用人について

現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人を設置していないが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努める。

⑧　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していないので、独立性に関する事項の定めは設けないが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとするなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とする。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

取締役会・執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行う。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

また、代表取締役をはじめ執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について）

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う会議も随時行っており、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びその他重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

月に１度開催される取締役会で海外事業部門を統括している取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保、火災時における消防関係との連携等、不測の事態に備えております。

⑤ 反社会的勢力排除について

お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、温浴施設を直営店とフランチャイズ店により国内外で展開しており、「極楽湯」「RAKU SPA」が地域社会における21世紀型のコミュニティーシンボルとして、また日本特有のお風呂文化を発信する場所として、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」に加えて「心からのおもてなし」を提供し続けることを目指し、事業展開を行ってまいります。

具体的には、以下の５項目を基本方針として策定しております。

1) 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2) あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3) 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4)「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5) ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社を経営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社を取り巻くあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社の企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様の共同利益を図っているものと考えております。

② 基本方針の実現のための具体的な取組みの概要

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではあり

ません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等類型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であると考えております。

そのため、当社は、平成25年12月20日の取締役会決議により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策を更新しております。

当社取締役会としては、当該対応策は、原則として当社株式の売買を市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう合理的なルールを設定するものであり、株主共同の利益に資すると考えております。したがいまして、上記の当社の基本方針にも沿うものであると考えております。

なお、当社取締役会にて設定した当該対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに開示しておりますのでご参照ください。

(http://www.gokurakuyu.ne.jp/news/company/upload_images/news131220-3.pdf)

（注）　本事業報告中の記載は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,293,887**	**流動負債**	**5,500,288**
現金及び預金	5,766,334	買掛金	419,407
売掛金	166,364	短期借入金	800,000
未収入金	12,984	１年内償還予定の社債	49,000
たな卸資産	77,279	１年内返済予定の長期借入金	1,675,760
繰延税金資産	67,066	未払金	813,806
その他	203,858	未払法人税等	62,175
固定資産	**12,424,525**	前受金	1,041,694
有形固定資産	**10,141,040**	賞与引当金	29,265
建物及び構築物	9,233,770	その他	609,178
工具、器具及び備品	675,707	**固定負債**	**6,470,068**
土地	182,051	社債	178,500
建設仮勘定	49,511	長期借入金	5,299,930
無形固定資産	**279,713**	退職給付に係る負債	108,288
その他	279,713	資産除去債務	458,076
投資その他の資産	**2,003,771**	その他	425,274
投資有価証券	29,020	**負債合計**	**11,970,356**
長期貸付金	59,441	**純資産の部**	
繰延税金資産	444,974	**株主資本**	**4,787,971**
敷金及び保証金	868,636	**資本金**	**2,412,602**
その他	606,197	**資本剰余金**	**2,373,382**
貸倒引当金	△4,500	**利益剰余金**	**358,125**
繰延資産	**115,127**	**自己株式**	**△356,138**
		その他の包括利益累計額	**213,961**
		その他有価証券評価差額金	△929
		為替換算調整勘定	214,891
		新株予約権	**72,829**
		非支配株主持分	**1,788,420**
		純資産合計	**6,863,183**
資産合計	**18,833,540**	**負債・純資産合計**	**18,833,540**

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		14,129,656
売上原価		12,528,401
売上総利益		1,601,254
販売費及び一般管理費		1,152,451
営業利益		448,803
営業外収益		
受取利息	18,427	
受取家賃	19,072	
協賛金収入	70,481	
その他	47,306	155,287
営業外費用		
支払利息	104,222	
為替差損	59,949	
シンジケートローン手数料	35,000	
その他	59,206	258,378
経常利益		345,712
特別利益		
新株予約権戻入益	3,439	
固定資産売却益	77,362	
人事制度変更に伴う利益	22,602	
資産除去債務戻入額	22,163	
その他	210	125,777
特別損失		
固定資産除却損	5,996	
契約解約損	3,950	9,947
税金等調整前当期純利益		461,543
法人税、住民税及び事業税	78,961	
法人税等調整額	5,627	84,589
当期純利益		376,954
非支配株主に帰属する当期純利益		64,094
親会社株主に帰属する当期純利益		312,859

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,350,759	2,396,797	45,266	△356,138	4,436,684
当期変動額					
新株の発行	61,842	61,842			123,685
剰余金の配当		△76,519			△76,519
親会社株主に帰属する当期純利益			312,859		312,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△8,738			△8,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	61,842	△23,414	312,859	－	351,287
当期末残高	2,412,602	2,373,382	358,125	△356,138	4,787,971

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1,209	287,832	286,622	52,049	1,245,139	6,020,496
当期変動額						
新株の発行						123,685
剰余金の配当						△76,519
親会社株主に帰属する当期純利益						312,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△8,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	280	△72,941	△72,661	20,779	543,281	491,400
当期変動額合計	280	△72,941	△72,661	20,779	543,281	842,687
当期末残高	△929	214,891	213,961	72,829	1,788,420	6,863,183

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称　　極楽湯中国控股有限公司
極楽湯（上海）沐浴股份有限公司
極楽湯（上海）沐浴管理有限公司
極楽湯（武漢）沐浴有限公司

（注）当連結会計年度より、新たに設立した極楽湯（武漢）沐浴有限公司を連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数　　―社

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司、極楽湯（上海）沐浴管理有限公司及び極楽湯（武漢）沐浴有限公司の決算日は12月31日です。
連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商　品

総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 及 び 構 築 物	２年～34年
工具、器具及び備品	２年～19年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年～10年）に基づいております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a 一般債権
貸倒実績率法
b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法
② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① ヘッジ会計の方法
a ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……借入金利息
c ヘッジ方針
当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。
d ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
② 繰延資産の処理方法
開業費
５年間で均等償却することとしております。
③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記
会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更
(1) 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。
また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　5,411,275千円

２．たな卸資産の内容は次のとおりであります。

商品	44,376千円
貯蔵品	32,903千円
計	77,279千円

３．国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は、9,491千円であります。

４．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	100,000千円

Ⅳ．連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　14,142,600株

２．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	76,519	6	平成27年３月31日	平成27年６月26日

３．基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	79,349	6	平成28年３月31日	平成28年６月30日

４．当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,976,100株

VI. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金及び預金	5,766,334	5,766,334	―
(2)　売掛金	166,364	166,364	―
(3)　投資有価証券	9,020	9,020	―
(4)　敷金及び保証金	868,636	756,398	△112,238
資産計	6,810,355	6,698,116	△112,238
(1)　買掛金	419,407	419,407	―
(2)　短期借入金	800,000	800,000	―
(3)　１年内償還予定の社債	49,000	49,000	―
(4)　１年内返済予定の長期借入金	1,675,760	1,680,306	4,546
(5)　社債	178,500	175,995	△2,504
(6)　長期借入金	5,299,930	5,421,369	121,439
負債計	8,422,597	8,546,078	123,481

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレート等で割り引いた現在価値を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) １年内償還予定の社債、及び(5) 社債
社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) １年内返済予定の長期借入金、及び(6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

２ 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要
店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から９年～30年と見積り、割引率は1.15％から1.6％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	478,013千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―千円
時の経過による調整額	6,339千円
その他増減額（△は減少）	△26,276千円
期末残高	458,076千円

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　378円22銭
２．１株当たり当期純利益　24円19銭

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

１．社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、平成28年６月29日開催予定の第37期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり付議することを決議いたしました。

① 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

② 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
7,000個（普通株式700,000株）

③ 新株予約権の払込金額
本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

２．会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更について

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、平成29年１月１日を効力発生日として会社分割方式による持株会社体制への移行に加え、それに伴う温浴事業を当社の100％子会社に承継させる会社分割（以下、「本新設分割」といいます。）を決議いたしました。

また当社は、平成29年１月１日付で「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号を変更する予定です。

なお、移行につきましては平成28年６月29日開催予定の当社定時株主総会による承認、及び所管官公庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。

詳細につきましては、平成28年５月13日公表の「会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に関するお知らせ」をご参照ください。

会計監査人の連結監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月24日

株式会社極楽湯
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原　　伸之㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　片岡嘉徳㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社極楽湯の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,589,402**	**流動負債**	**4,630,236**
現金及び預金	2,778,591	買掛金	278,106
売掛金	141,933	短期借入金	800,000
未収入金	11,014	１年内償還予定の社債	49,000
商品	28,870	１年内返済予定の長期借入金	1,675,760
貯蔵品	32,903	未払金	521,368
前払費用	112,216	未払費用	188,669
繰延税金資産	17,971	未払法人税等	32,878
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	420,000	前受金	615,327
その他	45,899	預り金	3,061
固定資産	**12,294,715**	賞与引当金	29,265
有形固定資産	**6,575,295**	設備関係未払金	249,516
建物	5,570,513	その他	187,282
構築物	365,144	**固定負債**	**6,470,068**
工具、器具及び備品	455,967	社債	178,500
土地	182,051	長期借入金	5,299,930
建設仮勘定	1,620	退職給付引当金	108,288
無形固定資産	**228,563**	資産除去債務	458,076
商標権	2,082	長期預り保証金	11,765
ソフトウェア	193,526	長期未払金	28,660
水道施設利用権	31,385	長期設備関係未払金	378,004
電話加入権	1,569	その他	6,845
投資その他の資産	**5,490,856**	**負債合計**	**11,100,305**
投資有価証券	29,020	純資産の部	
関係会社株式	1,387,702	**株主資本**	**4,711,912**
長期前払費用	91,648	**資本金**	**2,412,602**
繰延税金資産	444,974	**資本剰余金**	**2,382,121**
役員に対する長期貸付金	59,441	資本準備金	2,059,202
関係会社長期貸付金	2,093,750	その他資本剰余金	322,918
敷金及び保証金	784,954	**利益剰余金**	**273,328**
建設協力金	336,602	利益準備金	50
その他	267,262	その他利益剰余金	273,277
貸倒引当金	△4,500	別途積立金	32,907
		繰越利益剰余金	240,370
		自己株式	**△356,138**
		評価・換算差額等	**△929**
		その他有価証券評価差額金	△929
		新株予約権	**72,829**
		純資産合計	**4,783,812**
資産合計	**15,884,118**	**負債・純資産合計**	**15,884,118**

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		10,983,792
売上原価		9,918,648
売上総利益		1,065,143
販売費及び一般管理費		857,091
営業利益		208,052
営業外収益		
受取利息	39,573	
受取家賃	19,072	
協賛金収入	70,481	
その他	46,761	175,888
営業外費用		
支払利息	105,990	
社債利息	6,292	
シンジケートローン手数料	35,000	
原油スワップ差損	23,260	
その他	6,553	177,097
経常利益		206,844
特別利益		
固定資産売却益	77,362	
人事制度変更に伴う利益	22,602	
新株予約権戻入益	3,439	
資産除去債務戻入額	22,163	
その他	210	125,777
特別損失		
固定資産除却損	5,996	
契約解約損	3,950	9,947
税引前当期純利益		322,674
法人税、住民税及び事業税	48,740	
法人税等調整額	47,204	95,944
当期純利益		226,730

（注）　千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,350,759	1,997,359	399,438	2,396,797
当期変動額				
新株の発行	61,842	61,842		61,842
剰余金の配当			△76,519	△76,519
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	61,842	61,842	△76,519	△14,676
当期末残高	2,412,602	2,059,202	322,918	2,382,121

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	50	32,907	13,640	46,597	△356,138	4,438,016
当期変動額						
新株の発行						123,685
剰余金の配当						△76,519
当期純利益			226,730	226,730		226,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計			226,730	226,730		273,896
当期末残高	50	32,907	240,370	273,328	△356,138	4,711,912

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,209	△1,209	52,049	4,488,856
当期変動額				
新株の発行				123,685
剰余金の配当				△76,519
当期純利益				226,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	280	280	20,779	21,059
当期変動額合計	280	280	20,779	294,956
当期末残高	△929	△929	72,829	4,783,812

（注） 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

ａ時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ｂ時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商　品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	２年～34年
構 築 物	２年～20年
工具、器具及び備品	２年～19年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年～７年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金利息

③ ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

1．会計方針の変更

(1) 表示方法の変更

① 貸借対照表関係

「流動資産」の「仮払金」（前事業年度357千円）及び「立替金」（前事業年度2,430千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」45,899千円に含めて表示しております。

② 損益計算書関係

「営業外収益」の「受取配当金」（前事業年度1,185千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」46,761千円に含めて表示しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　4,888,636千円

2．国庫補助金の交付を受け圧縮記帳している建物の額は9,491千円であります。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	42,018千円

4．取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	59,441千円
長期金銭債務	28,660千円

5．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	900,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	100,000千円

Ⅳ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高　営業取引による取引高　84,685千円
　　営業取引以外の取引高　31,965千円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	917,675株

Ⅵ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	9,031千円
減価償却費損金算入限度超過額	258,954千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	42,283千円
減損損失累計額	337,810千円
資産除去債務	140,262千円
株式報酬費用	12,435千円
有価証券評価差額金	370千円
貸倒引当金	1,388千円
長期前受収益	2,112千円
現物出資差額	25,042千円
その他	26,839千円
計	856,532千円
評価性引当金	△309,375千円
繰延税金資産合計	547,156千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	61,522千円
保証金利息	22,686千円
繰延税金負債合計	84,209千円
繰延税金資産の純額	462,946千円

（注）　繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産・繰延税金資産	17,971千円
固定資産・繰延税金資産	444,974千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

１．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)２	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈	(被所有)直接 4.99	当社代表取締役	貸付金の回収 利息の受取	18,631 1,468	役員に対する長期貸付金	59,441
役員	山口猛	(被所有)直接 0.01	当社取締役	ストック・オプションの権利行使	13,714	―	―

(注) １ 役員に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
２ 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

２．子会社との取引

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)２	科目	期末残高(千円)
子会社	極楽湯中国控股有限公司	所有直接 51.0	役員の兼任	増資の引受(注) 1	433,500	―	―
子会社	極楽湯(上海)沐浴股份有限公司	所有間接 48.5	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	132,500	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	132,500 18,750
子会社	極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	所有間接 48.5	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収	62,500	1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	287,500 800,000
子会社	極楽湯(武漢)沐浴有限公司	所有間接 51.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注) 2	1,275,000	関係会社長期貸付金	1,275,000

(注) １ 増資の引受については、同社が行った株主割当増資を引き受けたものであります。
２ 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
３ 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

Ⅷ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から９年～30年と見積り、割引率は1.15％から1.6％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	478,013千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―千円
時の経過による調整額	6,339千円
その他増減額（△は減少）	△26,276千円
期末残高	458,076千円

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　356円22銭

２．１株当たり当期純利益　17円53銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

１．社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、平成28年６月29日開催予定の第37期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり付議することを決議いたしました。

① 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

② 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個（普通株式700,000株）

③ 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

２．会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更について

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、平成29年１月１日を効力発生日として会社分割方式による持株会社体制への移行に加え、それに伴う温浴事業を当社の100％子会社に承継させる会社分割（以下、「本新設分割」といいます。）を決議いたしました。

また当社は、平成29年１月１日付で「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号を変更する予定です。

なお、移行につきましては平成28年６月29日開催予定の当社定時株主総会による承認、及び所管官公庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。

詳細につきましては、平成28年５月13日公表の「会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に関するお知らせ」をご参照ください。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月24日

株式会社極楽湯
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　原　　伸之㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　片岡嘉徳㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社極楽湯の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。当社グループの子会社については、以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＵＨＹ東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月24日

株式会社　極　楽　湯　監査役会

常勤監査役　山田貞一　㊞

監　査　役　細木正彦　㊞

監　査　役　髙倉　隆　㊞

（注）　監査役２名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき６円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は79,349,550円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月30日

第２号議案　新設分割計画承認の件

１.新設分割を行う理由

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という企業理念のもと、国内では、リーズナブルな価格で入浴できる温浴施設（スーパー銭湯）の事業（直営及びフランチャイズ）を展開し、海外においても大型温浴施設を出店するなど新たな市場の開拓を行っております。

当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟する中、業界再編及び業界を超えた競争の激化等、大きな変革の時期を迎えております。そのような経営環境の中、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営戦略として、事業環境の急速な変化への迅速且つ適切な対応、既存事業領域における絶えざる変革と業容の拡大、並びに関連する事業領域での国内外の有力企業との連携やM&Aの推進及び事業シナジーの最大化、グループの健全な成長を促す体制を確立することが必要と判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化された体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

なお、本議案に基づく新設分割については、第３号議案の「定款一部変更の件」が、原案どおり承認可決されることを条件として効力を発生するものとします。

２．新設分割計画の内容の概要

株式会社極楽湯（平成29年１月１日付で「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号変更予定。以下「当社」という）は、当社が日本国内における温浴事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社極楽湯（以下「新設会社」という）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という）を行うことといたしたく、その新設分割計画書（以下「本計画」という）の内容の概要は次のとおりです。

①　新設分割

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

②　新設会社の目的等その他定款で定める事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は東京都千代田区麹町二丁目４番地とする。

③　新設会社が交付する株式の数及び割当、発行する社債の種類等

新設会社は、本件分割に際して普通株式800株を発行し、その全てを当社に割当交付する。また、新設分割は、社債を発行し、その全てを当社に割当交付する。当該社債の概要は以下のとおりとする。

(1) 社債の金額の合計額は、平成28年12月31日時点における当社の借入金及び社債の残高総額（残債務）から、回収見込みのある子会社貸付金等の総額（残債権）を控除した額とし、46億円以上50億円以下とする。

(2) 社債の種類は、平成28年12月31日時点における当社の借入金の借入条件及び当社が発行する社債の発行要領の各内容に合わせて個別に発行するものとし、社債の利率は年0.6%以上年3.0%以下、社債の償還の方法は定期償還、社債の償還の期限は10年以内、社債の利息は発行日から償還期限までこれを付し各償還日ごとに支払うものとする。

④　新設会社の資本金等の額

新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金等の額は、以下のとおりとする。ただし、分割期日（⑥で定義される。以下同じ。）における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金の額　　金40,000,000円
(2) 資本準備金の額　　金0円
(3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
(4) 利益剰余金の額　　金0円

⑤ 承継する権利義務

１．新設会社は、分割期日において、別紙２「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を当社より承継する。

２．新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

３．新設会社が承継する財産の移転に関して登記、登録、通知等の手続きが必要となる場合、当社と新設会社とが協力して行うものとし、登記費用その他の費用については、新設会社が負担するものとする。

⑥ 分割期日

会社法第924条第１項第１号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という）は平成29年１月１日とし、同日をもって新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役の決定によりこれを変更することができる。

⑦ 新設会社の設立時役員の氏名

新設会社の設立時役員の氏名は次のとおりとする。

(1) 設立時取締役 新川 隆丈（当社代表取締役）、高野　透、羽塚　聡
(2) 設立時監査役 山田 貞一（非常勤。当社常勤監査役）

⑧ 本計画の効力

本計画は、当社の株主総会における承認または法令に定める関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られないときはその効力を失う。

⑨　競業避止義務

当社は本事業について、法令（会社法第21条を含む）によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

⑩　公租公課

新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

⑪　条件の変更及び中止

当社は、本計画作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときあるいは変動が見込まれる場合は、本件分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

別紙１　定款

第１章 総 則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社極楽湯と称し、英文では、
GOKURAKUYU CO.,　LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする

１．公衆浴場の経営
２．店舗設備、店舗什器備品の販売、賃貸、管理、並びにこれらの設備の設計、施工、監理、建築工事、設備工事、電気工事、内装工事の請負業
３．建築設計事務所の経営
４．室内装飾品、化粧品、衣料品、日用雑貨、医療品医薬部外品、健康食品、清涼飲料水及び軽飲食材料の販売
５．映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の制作、販売並びにレンタル
６．遊技場、レストラン等の飲食店の経営及び施設の賃貸業
７．損害保険代理店業

８．コンピューターの情報システムの企画開発及び販売並びにレンタル
９．不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理
１０．経営コンサルタント業
１１．一般労働者派遣業、特定労働者派遣業
１２．人材の職業適性能力の開発のための研修の実施
１３．スポーツ施設・スポーツクラブ・文化教室・フィットネスクラブの経営
１４．手技療法治療院の経営並びに手技療法教室の経営
１５．エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティーサロン及びアロマテラピー店の経営、管理、技術の開発並びにこれらに関する知識、技術の指導及びコンサルタント業務
１６．前記１号、１３号、１４号、１５号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための経営指導、広告、清掃及び管理の受託、業務委託
１７．商業施設の開発・運営、観光開発その他不動産に関連する開発・運営業務並びに投資
１８．天然ガスの開発、採取、供給、販売及びコンサルティング
１９．酒類の製造、卸し、販売及び輸出入
２０．ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営
２１．総務、会計・経理、購買及び人事、労務管理に関する業務等の代行
２２．総合リース業、ファクタリング業、金銭の貸付業並びに債務の保証
２３．著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術的知識ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介

２．当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、80,000株とする。

（株券の発行）

第７条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第９条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章 株主総会

（招集）

第１０条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて、随時招集する。

（招集権者及び議長）

第１１条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

（決議の方法）

第１２条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

２ 会社法第309条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって決する。

（議決権の代理行使）
第１３条　株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。
２ 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第１４条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１５条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（取締役の選任）
第１６条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の解任）
第１７条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の決議によって行う。

（取締役の任期）
第１８条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第１９条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

２ 取締役会は、その決議によって、社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２０条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２１条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２２条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

（取締役会決議の省略）

第２３条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第２４条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第２６条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２７条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（取締役との責任限定契約）
第２８条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章 監査役

（監査役の員数）
第２９条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任）
第３０条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

（監査役の任期）
第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第３２条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３３条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章 計 算

（事業年度）

第３４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から３月31日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

（中間配当）

第３６条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第３７条　剰余金の配当が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の剰余金の配当には利息をつけない。

第７章 附 則

（最初の事業年度）

第３８条　当会社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成29年３月31日までとする。

（法令の準拠）

第３９条　この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（施行）

第４０条　上記定款は、分割による東京都千代田区麹町二丁目４番地　株式会社極楽湯設立のため作成したものであり、本定款は、分割が効力を生じたときからこれを施行する。

以　上

別紙２　承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成28年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

１．承継する資産

(1)　本事業に係る流動資産一切、ただし以下を除く

①　現金及び預金
②　有価証券及び営業投資有価証券
③　未収金
④　受託業務を行う従業員に係わる従業員関連債権
⑤　関係会社関連債権
⑥　その他法令上承継不能なもの

(2)　本事業に係る固定資産一切、ただし以下を除く

①　投資有価証券
②　子会社株式及び関係会社株式
③　長期貸付金
④　土地
⑤　受託業務に関連するシステム等資産及びソフトウェア
⑥　中国事業関連
⑦　その他法令上承継不能なもの

２．承継する負債

(1)　本事業に係る流動負債一切、ただし以下を除く

①　金融機関等と締結している借入金
②　受託業務を行う従業員の従業員関連債務
③　法令上承継不能なもの

(2)　本事業に係る固定負債一切、ただし以下を除く

①　金融機関等と締結している借入金
②　受託業務を行う従業員の従業員関連債務
③　法令上承継不能なもの

３．承継する雇用契約等

分割期日において、本事業に従事する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。ただし、以下を除く

受託業務を行う従業員の雇用契約等

４．承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、以下を除く

金融機関等との間で締結した金銭消費貸借契約及び支払保証委託契約など借入関連する契約。

５．承継する知的財産権

本事業に係るノウハウ。ただし、以下を除く

極楽湯共通のコーポレート・ブランドとしての基幹商標及び基幹意匠。

６．許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以　上

３.会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

（1）新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

本新設分割に際し、新設分割設立会社は普通株式800株を発行し、その全てを当社に割り当てます。本新設分割により発行される全ての株式が当社に交付されること、また、かかる交付される株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮して、上記株式数が相当であると判断し、決定いたしました。

（2）新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、効力発生日後の新設分割設立会社の事業規模や資本政策等を勘案した上で、法令に定める範囲内において、本新設分割計画の内容の概要書に記載の資本金及び準備金の額が相当であると判断し、決定いたしました。

（3）新設分割に際して交付する新設分割設立会社の社債の種類及び金額の合計額の相当性に関する事項

上記（1）記載のとおり、本新設分割に際し、新設分割設立会社は発行株式のの全てを当社に割り当てるため、交付される社債によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社の債務の額及び効率的な管理等を考慮して、本新設分割計画の内容の概要に記載の社債の種類及び金額の合計額が相当であると判断し、決定いたしました。

（4）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①第２号議案「新設分割計画承認の件」が承認され、平成29年１月１日（予定）に同議案に係る会社分割（以下「本会社分割」といいます。）の効力が発生した場合、当社は持株会社体制へ移行するため、現行定款第１条（商号）の変更及び第２条（目的）の変更を行うものであります。併せて、平成29年１月１日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本定款変更は、第２号議案が承認されること及び本会社分割の効力発生を条件として、本会社分割の効力発生日（平成29年１月１日予定）に効力が生じるものとします。

②経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社極楽湯と称し、英文では、GOKURAKUYU CO., LTD.と表示する。 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社極楽湯ホールディングスと称し、英文では、GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.と表示する。 （目的） 第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営む国内外の会社、組合その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理または支援すること（当該会社等の経営管理及び事業運営に関する業務の一部の受託を含む。）を目的とする。

現　行　定　款	変　更　案
1.～20.　（記載省略） （新　設）	1.～20.　（現行どおり） 21. 総務、会計・経理、購買及び人事、労務管理に関する業務等の代行
（新　設）	22. 総合リース業、ファクタリング業、金銭の貸付業並びに債務の保証
（新　設）	23. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術的知識ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
21. 上記各号に附帯する一切の事業 （新　設）	（削除） ２．当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新　設）	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除） 附則　第１条（商号）、第２条第１項及び同条第２項の規定の変更は、平成29年１月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生日の経過をもってこれを削除する。

第４号議案　取締役７名選任の件

現取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役１名増員し、取締役７名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	新川　隆丈（にいかわ　たかとも） （昭和34年４月９日生）	昭和58年４月　株式会社北陸銀行入行 平成２年４月　日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 平成15年８月　伊藤忠商事株式会社入社 平成17年４月　当社　特別顧問 平成17年６月　同　代表取締役社長 平成19年３月　同　代表取締役社長兼営業本部長 平成19年７月　同　代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 極楽湯中国控股有限公司　Chairman 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司　董事長 極楽湯（武漢）沐浴有限公司　董事長	676,929株
2	高野　透（たかの　とおる） （昭和32年４月17日生）	昭和60年４月　株式会社ピープル（現株式会社コナミスポーツ＆ライフ）入社 平成17年４月　当社　顧問 平成17年６月　同　常務執行役員 平成17年10月　同　常務執行役員ＦＣ営業部長 平成18年４月　同　常務執行役員営業本部長 平成18年６月　同　取締役 平成19年３月　同　取締役常務執行役員開発本部長兼営業副本部長 平成19年７月　同　取締役常務執行役員開発本部長 平成20年７月　同　取締役常務執行役員開発本部長兼ＦＣ事業本部長 平成22年２月　同　取締役常務執行役員（ＦＣ及び開発部門統括） 平成23年４月　同　取締役常務執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 平成25年４月　同　取締役専務執行役員（国内事業部門統括）（現任）	53,654株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	松本俊二（まつもとしゅんじ） （昭和35年７月３日生）	昭和58年４月　日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 平成15年８月　コナミ株式会社入社 平成17年８月　当社　入社 同　管理部長 平成17年10月　同　執行役員管理部長 平成18年４月　同　執行役員管理本部長 平成18年６月　同　取締役 平成20年７月　同　取締役常務執行役員管理本部長兼管理部長 平成22年２月　同　取締役常務執行役員（管理部門統括）管理部長 平成25年４月　同　取締役専務執行役員（管理部門統括）管理部長 平成27年４月　同　取締役専務執行役員（管理部門統括） 平成28年４月　同　取締役専務執行役員（管理部門統括兼海外事業部門（営業）統括）（現任）	51,154株
4	羽塚聡（はねづかさとし） （昭和42年１月17日生）	平成11年８月　当社　入社 平成17年10月　同　営業推進部長兼開店準備室長 平成19年５月　同　執行役員営業推進部長兼開店準備室長 平成20年６月　同　取締役 平成20年７月　同　取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼新店準備室長 平成22年２月　同　取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 平成23年４月　同　取締役執行役員（国内事業部門統括） 平成25年４月　同　取締役執行役員（総合企画部門統括）総合企画部長 平成27年４月　同　取締役執行役員（総合企画部門統括） 平成28年４月　同　取締役執行役員（総合企画部門統括）店舗開発部長（現任）	32,974株
5	※新任候補者 鈴木正守（すずきまさもり） （昭和50年11月10日生）	平成12年８月　株式会社メディアシーク　入社 平成15年11月　当社　入社 平成19年１月　株式会社エフディール 代表取締役 平成21年７月　株式会社ドン・キホーテ　入社 平成22年７月　当社　入社 平成27年４月　同　執行役員管理部長（現任）	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	角替（つのがえ）　隆志（たかし） （昭和30年４月18日生）	昭和60年10月　アスカコンサルティング株式会社取締役 平成３年10月　角替隆志税理士事務所設立 平成14年７月　麹町税理士法人設立　代表社員 平成17年６月　当社　取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 麹町税理士法人　代表社員	59,097株
7	※新任候補者 赤地（あかち）　文夫（ふみお） （昭和28年４月１日生）	昭和47年８月　三国コカ・コーラボトリング株式会社　入社 平成13年１月　同　営業本部埼玉東支社開発部長 平成15年11月　同　執行役員営業本部長兼Ｆ＆Ｌ営業部長 平成16年３月　同　取締役常務執行役員営業本部長 平成18年１月　同　取締役常務執行役員業務本部長 平成19年１月　同　取締役常務執行役員業務本部長兼三国ロジスティクスオペレーション株式会社代表取締役社長 平成21年１月　同　取締役常務執行役員営業本部長兼東支社長 平成21年３月　同　取締役専務執行役員営業本部長兼東支社長 平成22年１月　同　取締役専務執行役員営業本部長 平成24年１月　同　取締役専務執行役員経営戦略本部長 平成24年10月　同　取締役副社長執行役員経営戦略本部長 平成25年７月　同　取締役副社長 平成25年７月　コカ・コーライーストジャパン株式会社　取締役 平成26年１月　同　取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長 平成28年４月　同　顧問（現任）	0株

（注）１　各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
２　角替隆志氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年間であります。
３　角替隆志氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
４　赤地文夫氏は社外取締役候補者であり、社外取締役候補者とした理由は、これまでコカ・コーラ関連会社における豊富な経験と、幅広い識見を当社経営に活かしていただくため、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
５　角替隆志氏は、現在、当社との間で、当社定款第31条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において取締役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。また、赤地文夫氏が本総会において取締役として選任された場合においても、当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
６　所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第５号議案　監査役１名選任の件

現監査役髙倉隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出にあたりましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
髙倉（たかくら）　隆（ゆたか） （昭和31年６月10日生）	昭和55年10月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和59年10月　公認会計士髙倉隆事務所開設 平成10年６月　監査法人エーマック（現監査法人エムエムピージー・エーマック）設立　代表社員就任（現任） 平成20年６月　当社　監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 監査法人エムエムピージー・エーマック　代表社員	5,500株

（注）１　監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

２　髙倉隆氏は社外監査役候補者であり、当社の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８年間であります。

３　髙倉隆氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

４　髙倉隆氏は、現在、当社との間で、当社定款第41条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において監査役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。

５　当社は、髙倉隆氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第６号議案　社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する下記の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

また、第４号議案及び第５号議案が原案どおり、承認可決されますと、社外取締役は２名、監査役は３名（うち社外監査役は２名）となります。

記

１．株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

２．株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式700,000株を上限とし、下記４(1)により本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

３．新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込を要しない。

４．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は、

100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる１株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の普通取引の終値平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使期間

平成30年７月１日から平成34年６月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の社外取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

ⅰ）社外取締役、監査役もしくは執行役員を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合

ⅱ）従業員を解雇された場合

ⅲ）社外取締役、監査役、執行役員又は従業員が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合

ⅳ）社外取締役、監査役の在任期間が１年に満たず、又は割当日から６か月に満たない場合

ⅴ）退職した従業員（管理職を除く）の在籍期間が３年に満たず、又は割当日から１年に満たない場合

ⅵ）退職した従業員（管理職）、執行役員の在籍期間が１年に満たず、又は割当日から１年に満たない場合

② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

④　その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の取得事由

①　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

②　新株予約権者が前記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項は、当社取締役会決議により決定する。

以　上

株主総会会場ご案内図



○会　　場　東京都千代田区隼町１番１号
　　グランドアーク半蔵門　３階　光の間
　　電話　(03)3288－0111

○最　寄　駅　東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅 １番出口より徒歩２分
　　東京メトロ 有楽町線 麹町駅 １番出口より徒歩７分